

無電柱化対策に関する調査について(概要)

～無電柱化を推進する観点から、無電柱化の実態、個別事業の実施状況等を調査～

調査の背景

- 戦後、電力・通信需要の急増に伴い、多くの電柱が設置され、その結果電柱が林立
- 昭和61年度から電線類地中化計画をはじめとした数次の計画に基づき、道路上から電柱や電線類を撤去する無電柱化対策事業を実施
- 日本の市街地等の幹線道路の無電柱化率は平成24年度末で15%にとどまり、欧米の主要都市と比べて低い。

行政評価局長通知日:
平成26年 9月 2日
通知先:国土交通省

調査の結果(地域計画調査)

<地域において改善すべき問題点>

- 電線共同溝完成済み箇所の電柱・電線類が未撤去
- 電線共同溝完成済み箇所における占用許可の手続が遅延
- 電線共同溝の管理が不適切
- 緊急輸送道路における無電柱化が低調



地域において改善すべき問題点について、管区行政評価局長・行政評価事務所長から地方整備局長等へ通知

<全国的な課題について問題提起>

- 無電柱化の様々なニーズを考慮したより適切な指標の設定
- 電線共同溝完成済み箇所における電柱・電線類の撤去の徹底



無電柱化を推進する上での全国的な課題について、総務省行政評価局長から国土交通省官房長へ通知

※「地域計画調査」: 総務省管区行政評価局・行政評価事務所が、地域における行政上の問題について具体的改善を図るために実施。

本調査は、平成26年4月から8月の間、5管区行政評価局(北海道、関東、中部、近畿、九州)及び京都行政評価事務所が実施。

総務省行政評価局長から国土交通省官房長に対する通知(要旨)

無電柱化を推進する上での全国的な課題について問題提起

- 社会資本整備重点計画において、無電柱化率を平成28年度末に18%とする目標設定

※ 無電柱化対策には、「安全・快適」、「景観・観光」、「防災」、「地域活性化」、「復興に向けた街づくり」など、様々なニーズあり

- 現行の指標である無電柱化率は、無電柱化の実態や無電柱化対策の進捗状況を的確に表しているか疑問 【資料1(P3)】

※ 無電柱化率の指標は関係機関において活用されているとは言い難い

- 電線共同溝事業は、電線類が地中化され、地上の電柱・電線類が撤去されてはじめて効果が発現

- 電線共同溝完成済み箇所でも、電柱・電線類が未撤去の事例あり 【資料2(P4)】

※ 道路管理者が、電線共同溝完成済み箇所において、電柱・電線類が撤去されているか把握していない事例あり



- 1 無電柱化の様々なニーズを考慮したより適切な指標の設定



- 2 電線共同溝完成済み箇所における電柱・電線類の撤去の徹底

【資料1】

社会资本整備重点計画における無電柱化率

電柱のないトンネル・橋梁等
が含まれる

電線共同溝が完成済みであれば、電柱・電線類が撤去されていなくても「無電柱化された」ものとしてカウント

$$\text{無電柱化率} = \frac{\text{うち無電柱化された幹線道路延長}}{\text{市街地の幹線道路全延長}}$$

(目標:平成28年度末18%)

市町村道が含まれていない

- 無電柱化率は、無電柱化の実態や無電柱化対策の進捗状況を的確に表しているか疑問

- 無電柱化率の指標は関係機関において活用されているとは言い難い

【資料2】

電線共同溝完成済み箇所における電柱・電線類の状況

電線共同溝が完成済みの箇所であれば、地上の電柱・電線類は撤去されるべきところ

事例1：電柱・電線類が残っている

電線共同溝完成済みで、3年以上経過しているが、電線類の所有者との調整がつかず残ったまま



事例2：電柱が残っている

電線共同溝完成済みで、電線類が撤去されたにもかかわらず、4年以上電柱が残ったまま（H26.6月までに撤去済み）



- 道路管理者が、電線共同溝完成済み箇所において、電柱・電線類が撤去されているか把握していない事例あり